武器考證

伊勢貞丈

巻一

848
114

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114

ガラス使用

武器考證

一

伊

848
114

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114

ガラス使用

武器考證卷一

書目

倭名類聚鈔
古今著聞集
陸奥話記
奥州後三年合戰記
義貞記
梅松論
大水抄
宇治拾遺物語

今井俊太郎氏寄贈本
昭和十四年寄贈

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』　請求記号 848-114
ガラス使用

倭名類聚鈔抜書　源順作　　村上天皇天暦之比人

幡 旒　巻十三征戦具云幡旒考工記云幡音翻和名波太阿之旌旗之末垂者也
唐韻云旒音流和名波太阿之旌旗精朝二音之總名也

甲　同部唐韻云鎧升蓋反和名乎路比甲也釈名云甲者似物之有鱗甲也
冑　説文云音宙和名加布度首鎧也

楯　兼名苑云楯倉尹反上声之重也和名太天一名楯音盾
歩楯　釈名云狹而長曰歩楯楯和名太天歩兵所持也

弓　四聲字苑云弓音皇和名由美所以遣箭之器也釈名云弓末曰彀音耨和名由美
波中央曰弭音撫和名由美都加

弩　兼名苑注云弩音怒和名於保由美黄帝造也

角弓　尓雅注云弭能氏反又都奚反今之角弓也
弾弓　唐韻云弾徒丹反玄声俗云弾弓放丸弓之文字集畧云竹弦弓也

敦　釈名云歩人所帶曰敦卜初月反和名由成以矢丈其中也

箙　周禮注箙音服和名夜奈久比盛矢器也唐令用胡禄二字唐韻云箙蒲麓胡鹿二音
箭室也

羽鏑鏃等
大刀小刀

箭 釈名云矣音矢和名夜佐 其體曰簳音幹加良 簳夜 旁曰羽去声 其足曰鏑皓或謂之鏃 好毒楚角反訓波 俗云稍夜之 唐韻云箭古夜反波須 箭受弦処也

征箭 唐式諸府衛士人別弓一張征箭世隻征箭和名曽夜

鳴箭 漢書音義云鳴鏑如今之鳴箭也日本紀私記云八目鏑夜加布良

平題箭 楊雄方言云鏃不銳者謂之平題和名以太都岐 郭璞曰題猶頭也今之戲射箭也

刀 四聲字苑云似劒而一刃曰刀都牢反 大刀和名知太知 小刀加太奈

長刀 唐令曰銀裝長刀又曰細刀和名之路加祢都久利乃奈加大遅

短刀 兼名苑曰刺刀和名能太知 短刀也

劒 四声字苑云似刀而両刃曰劒巨斂反 今按僧家所持是也

屬鏤 唐雅云屬鏤力朱反 文選豆流岐

鈇鉞 唐韻云干鍼音威 鈇鉞府越二音和名葛伎加 斧也鈇亦作斧

又 六韜云又初牙反 両岐鐵柄長六尺文選又簇讀比之 今按簇即鏃字也

戟 楊雄方言云戟九蒙反和名保古 或謂之干或謂之戈古禾反

矛 釈名云矛戟曰矛人所持也亦作鉾和名保古天

鎗 四声字苑云鎗音之波鎗和名以 建大木置石其上發機以投敵

角 兼名苑注云角本出胡中或云出吳越以象龍吟也楊氏漢語鈔云大角波良乃布江 小角久太能布江 ○以上征戦具之部見

弩 唐韻云右同卷弓劒具云野王按撥音敬又音鮮和名曲美太末 所以正弓弩也四声字苑云撥人久反 以大屈申木之字亦作煉訓太無

弦 説文云弦音乎絃同和名美都流 弓弩弦也

弓袋 説文云韔音張和名布久呂 弓衣也唐式云弓袋

弦袋 唐式云諸府衛士弦袋曲美都流路 弦袋

櫜 唐韻云櫜音囊和名太知乃豆加 劒柄也考工記云劒筩人所握鐔以上也今按即櫜也

鼓皮 本草音義云鼓魚皮鼓音交和名波女乃加波 裝刀櫜

鐔 唐韻云鐔音尋和名都美 鐔波潭 劒鼻

韠襲 唐韻云韠襲匹護二音和名於比度利

劒鞘 新撰字鏡方言注鞘音佩 劒鞘也唐韻云鞘私妙反和名佐夜 刀室也

礫鬢 卷十二冠帽具云文選云勁扈理鬢李善曰通俗文所以理鬢謂之扈也扈音雪 釈名云纛音道導也所以道導櫟鬢髮之或曰櫟鬢櫟音歷和名加美賀岐 ○腰刀ヲカタリタル時鬢ノ乱ヲカキ理メ頭痒キヲ櫟ク搔ク故ニ俗名櫟鬢是也カガイ冠鳥帽子ヲカブリタル時鬢ノ乱ヲカキ理メ頭

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114
ガラス使用

騎射 卷四術藝部云漢書云耳延壽以良家子善騎射楊子漢語抄云馬射和名宇末由美今案馬射即騎射ノ

步射 李太尉步射法云夫步射以目先領其特心射之步射和名加知由美今按特心者的ノ名乎

細射 唐函簿令云細射弓箭令按此間云和美岐々岐由美

遠射 淮南子云越人學遠射參天而發楊氏漢語抄云射遠和名止保奈作今按云遠射即遠也

六射 諸葛亮六射教云六射或山林樹木皆以的五日今按本朝式云五月左右近衛府六的是

弋射 唐韻云弋以職反豆留射也四声字苑云繒矰弋射矢也繳之若繒繳所以加飛鳥也

馳射 後漢書云馳射今按俗云於流無毛乃以流

戲射 郭璞方言注云平題者今之戲射箭也今按戲射題也間云作以多天是乎戲射題見征義異

射韝 說文云韝古侯反和名多末岐一云小手ノ又見鷹犬異云射臂沓也○卷十五鷹犬異云韝文選西京賦云青嚴鞾於韝下韝音溝訓太加岐又見射藝異太沼薛綜曰韝臂衣也○韝ノ字射異ニハタマキトヨム鷹ノ異ニハタカタヌキトヨム共ニ小手ナリ

弭 毛詩注云張弛涉反訓戶美加介扶之能射馭則佩之周禮注扶音扶扶矢時汀以持弦之飾也

毀 蔣勳切韻云毀繒等和名止毛楊氏漢語抄曰本用鞆字俗亦用之本文未詳在臂避弦具ニ毛詩注云袷今按即裙袷之見玉篇遂也禮弓矢篇云遂遂臂毀以朱遣爲之

馬埒 四聲字苑云世間云良知劣反同云良知反

戲馬道 也

射垛 唐韻云他果反字書作垛楊氏漢語抄云射垛以久波古路世間云阿無豆知又用堋字音朋射垛也四声字苑云垛垛

的 說文云臬奥刃反和名萬斗俗用的字音都歷反射的也篆要云古者謂射的爲侯或作堠音侯同以皮爲的爲鵠今按鵠之鵠射ハ之ウ古沃ノ反見唐韻

皮 山形周礼云鄉射之禮五物其三曰皮本朝式云山形和名夜万加太侯後四許大張絆布凍矢者也

射之 同附 **旃** 文選東京賦注云乏之今按即乏之和名夜布世之也但射以草爲之護執旃者之凍矢ノ司旃此間云末上高宇之執旃司射中當拳之

弄槍 卷四雜藝類云楊氏漢語抄云弄槍和名保古斗槍音倉

競馬 附標 本朝式云五月五日競馬和名久ゝ良立標標師糸

相撲 漢武故事云角觝丁礼反訓今之相撲也王隱晉書云相撲撲音蒲角

反和名須末比本朝相撲記有二石手垂纓総下伎也
最手助手等之名別亦有二立合相撲長
照射 附照血 巻四射藝統捜神記云聶士文少時家貧常照射見二一白鹿一射
中之明晨尋蹤血矢今按倍云照射止也之蹤血波加利
簪蟲簿 巻十四簪蟲緑具云簪蟲簿兼名苑云簿音薄和名比良
絶於其上令作蚤者也 ○エビラト云モノハカヒコヲ養フ器ノ形ニ似クレバヤナグヒトヨミシヘ既ニ前ニ見タリ待箙ノ形カノカヒコヲ養フ器ナリ簇ノ字古代ハヤナグヒトヨミシテ箙ヲエビラト云ニナラハセシナレヘシ詞ノ段々ミウツリ来ルナリ簪蟲簿ハカヒコヲ養フ器ニテ武器ニハアラザレヒ後世箙ヲエビラト
多ニ依テ其出処ヲ知ラシメンガ
幕 巻十四屏障具云唐式云衛尉等六幅幕八幅幕音莫和名萬英反
慢 唐韻云慢莫半反惟慢也俗名字但本朝式斑慢良読万多久
扇 同巻服玩具云四声字苑云扇式戦反和名阿乎岐風ヘ玉篇作箑在竹部兼名
苑云扇一名筵音延字亦作箑
團扇 唐令曰團扇方扇團徒官反知波
胡床 同巻坐卧具云風俗通曰霊帝好胡服京皆作胡床此間名多
床子 本朝式云行幸用赤漆床子
鉄鉏 巻十五鍛冶具云漢語抄云鍬鉏加奈波之下ハ奇炎反
戦記ニ箙ヨリカナハシラ取云シテ千任丸カ舌ヲ抜シテアリ同合戦繪ニ鉏ニテ千貫ノ矢ノ根ヲ刈ル場
見タリ鉄鉏ハカナハシトヨミテ釘ヲヌクハサミナリ軍防令ニ兵士鉏一具ヲ備フベキ由見エタレモ矢ヲ射コマシテ矢
ノ根ノヌケザル時ニハ鉏ニテヌクヘキ為ノ用意ナリ後三年記ニ因テ考ルニ箙ノ中ニ鉏ヲ入レ置クヘキ
行縢 巻十四行旅具云釈名云行縢音登和名無加波岐行縢也言裹脛可
以跳騰軽便ニ
行纏 唐式云諸府衛士人別行纏一具纏連反音直本朝式云脛巾波俗云々
岐新抄本草云竹領井反和名以知比今俗編ヲ菌ヲ為行纏故附出
鞍 附鞍橋 巻十五鞍馬具云說文云鞍音安唐韻字或作鞍和名久良
蔣勦切韻云鞍音被揚氏漢語抄云鞍久良於以鞍駕馬也卸云卸司夜反揚氏漢語抄云卸鞍久良於呂須
除鞍也
鞍橋 楊氏漢語抄云鞍橋久良保一云鞍尾
鞍褥 楊氏漢語抄云鞍褥久良之波之波俗
靫脊 蔣勦切韻云靫思恨反和名靫脊鞍下靫脊也
韉 唐韻云韉別前反和名久良鞍韉也韉仕陷反俗云駒韉今按鞍之短也
鞍 鞍 | 鞍 考声切韻云鞍鞍名之俗反和名久良
鞦 唐式云諸蕃入朝調度帳幕鞍韉鞦轡量事供給鞦音秋和名
當胷 後漢書抜佩刀截馬當胸楊氏漢語抄云胷無奈加岐
杏葉 弁色立成云杏葉伊保良俗云行衣布

鞙 唐韻云鞙音鞍鞯也楊氏漢語抄云加都乎礼比

雲珠 弁色立成云雲珠辛須今按雲田之一名也爲馬飾未詳

腹帶 唐韻云纏逮良反和名波太乃乎馬腹帶也

鞦 周禮注云鞦音秋鞦良和名於比乎馬大帶也

鐙蔣 魴切韻云鐙都鄧反和名阿布美和鞍両邊承脚具也

鐙靻 楊氏漢語抄云鐙靻下美豆音祖子一云鐙靻

逆靻 楊氏漢語抄云逆靻加知波賀良一云逆靳

障泥 唐韻云韓韓障泥孫和名阿利鞍飾也西京雜記云玫瑰鞍以緑地錦爲蔽泥下今按即障泥也後稍以熊羆皮爲之

鞍靶 楊氏漢語抄云鞍靶下久良波保比

金鍐 蔡邕獨斷云金鍐祖叢反字亦作鬢俗云銀面之昌蒲形是今案馬冠也高廣各五寸上如三華形者也

尾翰 考声切韻云紛音尾紛俗所以翰馬尾也

鑣 說文云鑣音飄訓久久都波反俗云久久都波馬銜也兼名苑云鑣一名勒野王案勒盧則反馬口中鐵也

莢藥銜 弁色立成云莢藥銜辛波良具都和

韁 兼名苑云韁音良俗訓久豆和都和一名鑣辛列揚氏漢語抄云韁韏音暗和一云馬韏

羈韏 弁色立成云羈韏三美豆岐俗云一云七寸

羈頭 唐韻云羈音羈羈頭漢語抄云羈頭於毛都良羈頭也羈馬絡頭也

樓額 弁色立成云樓額久久沼久久賀

鬃 唐韻云鬃音鍵字未詳鍵鉗扑也音連久佐利今按俗用草轡也毛詩注云鬃以金爲小環往々纏撥者也

馬衣 左傳注云馬褐麻和名沼無馬被也

馬刷 漢語抄云馬刷下所麻波太乃反

抑 唐韻云抑乙浪反波之和名繫馬柱也

櫪 唐韻云櫪音歷之和名太馬櫪也

剉薙 唐式云剉薙一具漢語抄云久佐利剉音麁臥反

槽 唐韻云槽音曹和名馬槽也

蒭 說文云蒭音雛字亦作芻加良久乾草也

秣 漢書注云秣音末和名謂以粟米飼之

鞭 野王按鞭音篇和名無遍馬笞也音典字亦作箠馬榻也榻音花所以箠馬驅遣之

胥索 弁色立成云胥索上音加名古縣反

絆 釈名云絆音伴和名羊也物使羊行不得自縱也

刀子 卷十五刺鏤具云刀子漢語抄云刀子都宰反 ○腰刀ノ上ニ挿ム小刀モ此刀子ナリ

寶螺 卷十三僧坊具云千年經云若爲召呼一切諸天善神者當手執寶螺

鐘 同卷伽藍具云虞世南禪林寺鐘銘序云乃子清信有緣道俗四衆共造洪鐘一口洪鐘俗云於

金鼓 同部云最勝經云妙幢菩薩於夢中見大金鼓和名比加波

鼓 卷十四 蔡邕獨斷云公戶反和名郁々美黃帝臣岐伯所作

大鼓 抱律書樂圖云爾雅大鼓謂之鼓音墳和名於保豆々美一云四三之名皆以應節次第取名即建鼓也兼名苑云桴一名抱音浮字亦作俗知所以擊大鼓

鉦鼓 後漢書云鉦鼓之声俗鉦音征鉦音征鼓兼名苑云鉦一名鐃也交金鼓也越王勾踐造

馬 駒等 卷十一牛馬類云四聲字苑云馬和名之上声南方火畜也尔雅注云牝馬一名騇馬上音牡馬一名駑馬上音奴和名牡馬一名犗馬上音介和名牡馬子也

駿馬 穆天子傳云駿音俊漢語抄云土岐宇万日本紀私記云須久礼太留宇万

駑馬 唐韻云駑音奴駑馬也野王曰駑音奴曾岐漢語抄云宇万知玄曰駑嬉佐負物馬

駊馬 蔡愔曰駊音旱今按此同云旱旱旱

蘆初生也吐敢反俗云芦毛是青白如葵色也

鵠白馬 毛詩注云騢音黃駽赤鵠毛也今鵠白馬鵠字未詳形白雜毛馬也

尒雅注云騢今之鵠白馬也

駱馬 毛詩注云駱音落漢語抄云駱馬川原毛也沙駱馬黑川原毛也白馬黑鬣之馬也

油馬 弁色立成云油馬糟毛也

騂馬 赤騂 唐韻云騂音征漢語抄云騂馬赤毛馬也騂音華馬赤色也

尒雅注云白顛一名的顙俗呼爲戴星馬

戴星馬 楊氏漢語抄云落星馬保宇之豆岐

落星馬 唐韻云駹音狼漢語抄云駹馬尾白也

駹馬 說文云駹補卓反駹馬尾俗知布知無万不純色馬也

驓馬 驓馬 驓雪付 尒雅注云四嚴皆白曰驓阿僧俗云布知嚴謂膝以下之四蹄皆白曰驪蹢蹄也俗呼爲驓雪馬○驓雪馬八四ツ白ナリ蹄ニ似タリ

耳筒 卷十一牛馬體云耳筒李緒相馬經云耳管

鬢髴 唐韻云鬢眷加美反又魚之髴髴俗云宇奈美體馬頂上長毛也文選云軍馬

弭髴 而仰秣髴音毛師說多知加美

鼻梁 弁色立成云鼻梁俗云波奈美祢

食槽 李緒相馬經云食槽欲寬食槽乃岐和名宇祢

廻毛 尒雅注云廻毛一云旋毛無名都岐保

排鞍肉 李緒相馬經云排鞍肉欲成成猶平也排鞍肉俗云久良於岐度古路

脊梁 弁色立成云脊梁世都賀俗云世美祢

承鑑肉 李緒相馬經云承鑑肉欲垂承鑑肉俗云阿布美須加

三封 李緒曰三封欲齊如一

汗溝 李緒曰汗溝欲深汗溝俗云阿世美蘇

歷草 弁色立成云歷草曾保岐俗云曾布岐

尾株 李緒曰尾株欲麁大也

烏頭 李緒曰烏頭欲拳弁色立成俗云久波由岐

夜眼 弁色立成云夜眼夜眼抄說同

蹄護付 玉篇云蹄徒奚反訓比豆末立成云護抄和名上同

陰脉 伯樂相馬經云陰脉陰脉俗云良佐夜麻牛馬蹄也

蠱門付 伯樂曰蠱門今按謂馬象也見形體部

斷付 玉篇云斷音西俗云以波由久久馬鳴也唐韻云鷽音遲俗云布久利都岐

蝤蠅 卷十一牛馬病云說文云蝤蠅翁從二音和名久比在牛馬馬腹下声也

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114　ガラス使用

以下勝美補遺

脊瘡 陶隱居曰塩有九種柔塩療馬脊瘡（俗云多胡）

腹瘇 伯樂曰馬腹瘇（俗云接腹即腫字也知波礼字也）無病直立腹下腫是也遣人騎行則汗出即差

脚病 伯樂曰脚病（俗云阿奈岐知波）馬有此病則欹嗽衣毛焦折前足重不能行

腹轉病 伯樂曰腹轉病（俗云良波良）無馬有此病則迴顧聞腹又有腹造病馬有此病則臥起腹脹汗出

鷙 唐韻云鷙（陟利反字苑云太利反同俗云）馬脚屈重

斃 四声字苑云斃（蒲米反流利反）死也

鈕具 楊氏漢語抄云鈕具（上音古巧反一音教鈕具此間云賀古）腰帶今案唐令所謂玉鉤是也已見上文

及鞍具以銅屬革也

厩 四声字苑云厩（救反和名無萬良）牛馬舍也

舸 唐韻云舸（張留反流利反）射鳥矢名也

鋲具 弁色立成云鋲（加布良恵反）曲刀鑿也

射翳 文選射雉賦注云翳（於計反隱也障也師説未布之事見上文）所以隱射者也 ○曾我物語ノ脇ノ条ニマブシトヲ云

古今著聞集抜書

建長六年橘南袁記

巻一 神祇 弘安神社 付 蒙古襲来 弘安七年閏七月

巻二 釈教 後醍醐天皇 元亨元年 正月 日本紀元亨釈書等趣亦同之

巻三 勝軍木 建武二年 正月 日本紀元亨釈書等趣亦同之

巻四 蒙古襲来 弘安四年 六月

巻五 和歌 伊通公参院の付大法会 天治元年 十月

巻六 管絃 後鳥羽院 建久元年 十月

巻七 蹴鞠 後鳥羽院 建久元年 十月

巻八 弓馬 中院入道右大臣 建久元年 十月

巻九 相撲 後鳥羽院 建久元年 十月

巻十 管絃 後鳥羽院 建久元年 十月

巻十一 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻十二 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻十三 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻十四 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻十五 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻十六 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻十七 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻十八 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻十九 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻二十 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻二十一 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻二十二 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻二十三 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻二十四 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻二十五 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻二十六 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻二十七 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻二十八 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻二十九 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻三十 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻三十一 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻三十二 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻三十三 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻三十四 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻三十五 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻三十六 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻三十七 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻三十八 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻三十九 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻四十 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻四十一 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻四十二 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻四十三 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻四十四 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻四十五 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻四十六 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻四十七 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻四十八 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻四十九 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻五十 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻五十一 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻五十二 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻五十三 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻五十四 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻五十五 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻五十六 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻五十七 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻五十八 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻五十九 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻六十 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻六十一 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻六十二 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻六十三 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻六十四 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻六十五 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻六十六 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻六十七 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻六十八 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻六十九 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻七十 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻七十一 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻七十二 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻七十三 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻七十四 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻七十五 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻七十六 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻七十七 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻七十八 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻七十九 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻八十 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻八十一 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻八十二 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻八十三 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻八十四 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻八十五 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻八十六 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻八十七 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻八十八 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻八十九 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻九十 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻九十一 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻九十二 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻九十三 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻九十四 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻九十五 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻九十六 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻九十七 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻九十八 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻九十九 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

巻百 和歌 後鳥羽院 建久元年 十月

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』　請求記号 848-114
ガラス使用

ぶちかりうる丹田えハうせうより入れて大食（シキ）調入（ジュ）同曲といけ杖ハいさづけど義
えハ恒とうとうとりうり陣勇ち義弘義長義弘永保年中ニ武衡家衡を
責ル事ハ義えハ京よりてのの合戦ハ見ル事ハ
うとりるといめるるかりれ〻ち書厨と稱して陣ニ用ル盛をて
地下りもつ西藤の者ハつくり花田のもの〻〻
高ぶしたる男おつとしとせきるあり
如ハ中畧義光門杖が弓ハ丈を恒てのぐるれ杖
て成成切ぐるし梅ニ枝をきて一枝ハ家紋
うり門ぶり一紙の文書と云て門杖ハえ
大食調入調曲ハ笛ハありやと門杖ハ問りれ
ぶりる用意のかぐ先ぶ〻ぐ〻て伝る三門
さ也〻まてて伝ハて引入調曲と稱てり。いまと謂て伝て ウホハ義弘弟先生ヲメベキタメ作ハレメレレトニ説アリ非ナリ

腰刀 巻七術道記義弘ニ伝ル風をりれハ腰刀をぬきてうりあれて
中〻わ地ワ〻ありてうり

牛追物 **トカリ矢** 巻九武男記教えあんのわ〻
ぶりる偽公時定逸事武弓ハるるありり教えるるりて教の事〻

射大

小太刀

異あり牛の教えとの〻牛追物ハ〻やとい〻れ
とかけて射り流ハ異ぶりてでえる三門ハ偽い
る牛ハむりつて引とぶり。○ハ是田丸と
る（ぶ）ハ市ぶ野ぶの牛の腰とやり
ぶ〻ぶと偽ぶとりて射ぶ〻の和流ぶ

お刀 **鞘の長ハ** 太刀ハ教えハかをさハ太刀神めきて是田丸が形をり
ぶ〻てぶりやぶても長ハをぶ刀成めきて義おぶる成ぶきぶ
ぶよぶ〻ぶつきぶるてぶん

うきが **うりまく** **物装束** 同巻武日義弘教長宗任ハ人異して和（ぶ）り
ぶ教えぶ物装束ぶ〻ぶ川ぶ中ぶ〻ぶる
義弘ぶ川ぶりぶりぶ中ぶ成ぶ物きぶ〻ぶ孤一疋走りぶり
ぶ〻ぶ〻ぶ〻

京むらひりたるものきりゆてゆ次第原田とい[illegible]黄田いそ[illegible]九郎
とゆりめらるものいきりのいめ[illegible]る藤田おもる（[illegible]の時[illegible]る（[illegible]書り始く
とりきりり

毋衣 口巻に相模太郎射る毋衣が金鍬の柄を切りて逃きく
[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ

競る　巻十二の義経記に神事の後の競ふ様を載せ
たり競るの物語なり又こゝより異し。日記に寛仁元年
三月廿七日二条大路
にて競る方あり
競馬物語　大江記天の物を為てしりぞく物語
元年三月廿日内大臣より物語あり物語の次に
と物語ひろまり内大臣小松殿へ伝仰国司方へ
キトシテ物語シノセラレシナリ。移る物語為る
方別の時い必為長なり物語る事の例
三遍　日記に保延二年八月三日仁和寺の内大臣
より中宮　一番左近の将曹美濃弘孝久　右府生下毛野敦延　孝久　敦延
に三遍の物語ありぬ　ぬぎすり無しもしられば他の方の物の
せくらをくらもとりもとりもとりもとりもとりもとりもとり
競る
東鑑巻四十六競る方為
三度ト字ヨ衣修メリ
馬乗る　弓張　日記に寛弘元年の条に行人つぎの手を伝ふ
て弾奏方れ申て事時に乗りて時陸奥より大きこして
きあるなりりるといふもの者ありりり中宮の
出られて人も為る者ありりり幕下見ひらぶられてさるもけて
の者ありてやまんの時きるこいそ（きて）
来八月四人人に考ひくく伝る人（伝る）
ひられ白山下に為の待ぬで見るり幕下の
ぬりれて行れることまりて見る必人の
ところあるやい（きて）り幕下入見きる
列るを引出られ為方たくしてあるりぬる
下の神くるて待のてたくるさして為
まり為しくてんくるる為りりるやく
さ人引るをくげてさ絶とせるりるとさ
乗てぐりあげてまり行りて出る後少走
ませて幕下のあるひけてたてりる人る者見
るのぐせ人ぬくくてて行ぶめの為せる時
ゆられく底為為るされりり彼伝為了同
るる人ところきあ後一りくぬ中もつくぬ為
ものとくしせて為四とくけ髪四せてるの
ところ為てでをる幕下留古川あひさるの物
る為為てる縄もとる人（も）つぶ為ぬ
来八月四人人に考ひくく伝る人（伝る）
ひられ白山下に為の待ぬで見るり幕下の
ぬりれて行れることまりて見る必人の
ところあるやい（きて）り幕下入見きる
列るを引出られ為方たくしてあるりぬる
下の神くるて待のてたくるさして為
まり為しくてんくるる為りりるやく
さ人引るをくげてさ絶とせるりるとさ
乗てぐりあげてまり行りて出る後少走
ませて幕下のあるひけてたてりる人る者見
るのぐせ人ぬくくてて行ぶめの為せる時
ゆられく底為為るされりり彼伝為了同
るる人ところきあ後一りくぬ中もつくぬ為
ものとくしせて為四とくけ髪四せてるの
ところ為てでをる幕下留古川あひさるの物
る為為てる縄もとる人（も）つぶ為ぬ

ちさうひて行りて物ゝてるのつゝみるわるこゝろを
ゝうゝ行くる者ゆゝ行ゝ物ゝしてひゝ
なゝゝゝゝゝゝ

相撲節会断絶 巻十 相撲、強力ノ人ニ相撲ハ元来行ル或ハ力或ハ大男強力ノ人
ヲ召シテ召ル又其ノ相撲ノ者ヤ昔ハ相撲中ニ召シ出シ行ル
強力ノ者ノ召シ出シ行ル召シ出シ行ル
○ハ宮ノ内ノ人ノ家手ノ人 ツカウ物ノ江系 次第名ノ人

射鞠 巻九 武家ノ人ニ此番ハ武ノ人ノ射キ
家ノ人ノ射ル時 射ル射ル射ル
ハ多ク射ル射ル射ル
ハ一ツモ射ル射ル射ル
射ル射ル射ル射ル射ル
射ル射ル射ル射ル射ル
○大ハ国義行ノ所ニ成ル辺ノ国次ル先番ノ射ル

勝力 **柄口** 巻十一 番ノ人ノ勝ノ人ノ正ノ人ノ
件ノ人ノ人ノ勝ノ人ノ勝ノ人ノ実ノ人ノ
人ノ人ノ力ノ人ノ勝ノ人ノ
ノ人ノ勝ノ人ノ勝ノ人ノ
ノ人ノ勝ノ人ノ勝ノ人ノ
ノ人ノ勝

タカ屋敷 さらら 巻十二月日記ガ為てきこゝの物語あり
りはゝ 小屋をゝこゝ記りひて古うあるけてひらあさてきて記りる
杉翁 巻十四遊覧記に為下ゝきるまうつゝしときあるゝ事りて教授ゝ記
させてきいゝもゝひゝり
教加物 巻十女右執記ゝつゝの年代るゝゝゝ之ゝ為院て競ゝ者りるゝ
御助信のりゝに入ゝり中居教の加物成ゝ
業保二年八月共合日院ゝ記年なりて競ゝ
ひゝり近ゝ八ゝ月ゝ系して教加物のるゝ
の為ゝれゝあゝゝゝ為て為他為記の
移馬 日巻閑年記仁平元年九月吉賀為記年ゝ梅口東河院て大臣ゝて
ゝの居同執人ゝゝゝひゝる物ゝ右刀ゝぬきゝ
柄口 日記藤原ゝ右のゝゝに為允ゝにゝゝゝ
男ゝゝり成内ゝゝ為小冠ゝ双ゝ成ゝ
ゝ小冠ゝゝ為ゝゝ為ゝゝ柄口ゝて
なゝり為記

ツカロ上文ニモアリ

行勝 巻十六興言利記に近士志定義ゝ
ゝゝゝゝゝゝゝ行ゝる人のゝ

ゝゝ有ゝの為記行勝ゝ人ゝ為ゝ二ゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝて
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]

車刀（カヅチ） 巻十七重代記に[illegible]

[illegible]

太刀ノ石突 巻二十奥州合戦記に延長の[illegible]

[illegible]

鐔銘入金

[illegible]

坂上宮麻呂 白栗毛馬 同記に近衛[illegible]

白栗毛なるをとりける

打刀 日記後堀川院[illegible]

[illegible]

クルリ矢 同抄に みちの国田村の社の行〻元のようにおのこ成つひけるゴを成はしてむかへ〻ゴ物をうるよあるまゝにしてゆるしてゆるしてゆる

陸奥話記抜書　前九年合戰ノ記也　作者未詳

弱弓　麋鹿狐兎常爲頼義所獲好持弱弓而所發矢莫不飲羽縱雖猛獸應弦必斃

銀冑　永衡被銀冑

騎射　將軍長男義家驍勇絶倫騎射如神○藤原景季者景通長子也年二十餘少言語善騎射

大鏃箭　以大鏃箭頻射賊師

鳩之瑞　今日有鳩翔軍上將軍以下悉拜之○是時有鳩翔軍陣上將軍再拜

軍氣　賊氣黑如樓是軍敗之兆也官軍必得勝矣

日時吉凶　將軍命武則曰明日之役俄當時之義已發但兵待機發不必擇日時故宋武帝不避往亡而功好見兵機可隨早晚矣

梳斬首髮　同六年天喜二月十六日獻貞任首級京都爲壯觀車擊轂人摩肩先是獻首使者負任從者降人之稱無櫛由使者曰汝等有私用櫛以其可梳之擔夫則出櫛梳之

奥列後三年記抜書　作者未詳

著長物見　卷上きせるがとりてきて所望どもとる物のなくなりぬ心(まけて)いくさ○卷中にはいくさ(ばかり)しまくるとしるしをとうとて狩科にしていまもしてえらるるかとりうらふしてとえて我きるきせるをとぬぎのりてるぶし(ぶ)ぶ

男特付板　卷上にお揃の四人位人(揃美の持ものの)

貝殼射　そ(ゆ)射つるぬきてかふとの時分の板と射けらるとぬ

つるぬき　刀　まちり　日吉ゑ三郎の手左衛門為次と三郎の郎従四まくく矢ぬくとに弟三郎

ぬき者なりつらぬきをときのくく弟四の郎従四まくく矢ぬくとに弟三郎

しるら力ゆぬきて為次くさちりゆとらくくにのあさゆはくとに

厚弓　長谷の浸　日吉遠藤とのとに矢ゆくくされを射をきくの後任石弓ゆく

アーて弓ゆ矢ゆ射する者和ゆ弓ゆ伏次所傳伏助兼しいの者ありきくなき

ほくとのなりは○軍のさきくに川狩軍うれをくれて長人さとに隆ひのくき也

ちりる長もちくせめくせちりるゆ石ちとうくけありりるゆすてゆあく

長のくとしちりるとゆ弓ゆりて矛とたけをくちりけをだうふとなりをうちお

[illegible]

伏兵在野行雁破行　上巻に武軍のいさましきを[illegible]
のごとくして敵のとりくせり一行の鉾雁をそこなはつる行雁陣あちまちに乱れて
[illegible]にちりてとぶ敵軍をるることをとて兵法にて敵を
[illegible]むいのごく者むしの中より三十余騎のつよき者
[illegible]
[illegible]

剉脂座　上巻撫沖せむるの敵をもとめ[illegible]
[illegible]

と[illegible]脂病のようなるものを一発よりうちたるに剉の社より[illegible]
[illegible]
[illegible]

こゝろ　巻中に武衡のもとに義次並次[illegible]二人の手もとりあひ[illegible]
[illegible]

投刀　巻中に義次が投刀のさきをきりとりうばはんとする[illegible]
[illegible]武がなきあとのさまをかくしておちめぬ。投刀の板のおもに長刀とさしの
[illegible]

洋　巻下に協中の英女[illegible]
[illegible]

えゞり　[illegible]千任
[illegible]
[illegible]
[illegible]

口未口節

蒼矢 右接西の位人蒲倉の持弟所西と云者所り本器 征矢元太
の目と射きせ川子成射つ〻あきてくつ〻の結生の持〻射生〻とぬ矢ば
切りけて南の矢成射〻敬と射とりつ。南の矢八蒼の矢なり

義負記 或義負軍記ト云軍ノ字加ルハ非ナリ 新田義貞朝臣之所記ス

鎧著用次第 鎧可著次第事 一番浴衣 二番小袖 三番大口 四番
髮乱ス緣 五番鉢巻 白布八尺二寸 六番弓掛 七番鎧直垂 八番脛巾 九番括り 十番
體源抄ノ鎧著次第ハ義負記ヲ本ニシテ抄出シタルナリ
鬚當 十一番頬貫 十二番服立 十三番手蓋 十四番鎧 十五番刀 十六
番太刀 十七番征矢 十八番弓 是ハ八幡太郎義家ノ被著ケル次第
ニ云〻 ○負文云此鎧著用次第體源抄ニ載ル所ノ義家ノ著用ノ次第
ト相違無之可信也浴衣トアルハ湯具ニ體源抄ニ手綱トアルニ同シ俗ニ云フンドシヲ云ニ生袷ハスヽシノ袷ニ練貫ハ今世シヽシノレメトヲ物ニ大口ハ大口ノ袴ニ
精好ハ紗ノ精好ノ大口ニ緣塗ハ引立烏帽子ノ緣ヲ滑ニ塗リタルニ弓懸ハモ
ロユガケ也一具ユガケナリ 鎧直垂ハ袴モ具スル也脛巾ハハバキ也今キヤハント云物ニ括
括り緒ヲシメ結ニ是ヲ四ツノ括ト云頬貫ハ毛
ト八鎧直垂ノ両袖ト同袴ノ両スソノ括
皆ニ脇立ハ古代ノ鎧ハ右脇ヲ開テ造ル故右脇合ハズ依之脇立ヲ當テ右脇ヲ塞グ
ニ手蓋ハ小手也刀ハ腰刀ニ鞘巻ノ刀ヲ云長七ハ寸許ニテ鍔ナシ今世鎧通シ
トヲ首刎キ刀ニ征矢ハ箙ニ盛ル也○此次第ノ中ニ膝鎧ハイタテ支ヘリ無之是ハ其時代ニ
ナキ物ナル故次第ノ中ニ見エズ又次第ノ中ニ曽ノ事見エズ是ハ大將曽ヲハ曽著
ノ役人ニ著セ或ハ持セテ出ル故曽之事見エザルニ

旗 旗絹 上矢鏑 竹根鏑 柊鏑 中白 鶏羽 鵲羽 藤巻鎧 弓鳥打藤 旗ハ絹布

人々ノ好ミ家ノ先規ニ依ルヘキ名長ハ八尺或ハ一丈又ハ一丈余神ノ御名思々又家ノ文計モ旗竿長サ一丈二尺或ハ二尋片脇トモ云リ上矢ノ鏑竹ノ根ヲ式トス又一説ニハ柊トモ云羽ハ中白一説ニハ鶏ノ羽一ヲハ鵲ノ羽トモ云ヘリ大将軍ハ四五ツ侍ハ二ツ指ス也藤巻ノ鎧弓ノ鳥打ニ長藤ヲ巻事是大将軍ノ験也以上三ヶ條ハ八幡殿奥列合戦ノ時被定之ヲ

小腹帯鐔手綱 鎧ヲ着スル程ノ時ハ弓手妻手ニ小腹帯ヲ懸ル之手綱ノ中ニ鐔ヲ入ヨ手綱ヲ爲ス被切也

从者不拜鎧ヲ着スル程ノ時ハ仏神ノ御前ニテモ不可下馬況為人礼ヲセズ出陣礼戦ニ出ル時酒ヲ飲支アリ此薬ヲ服セン断之薬ノ名字ハ宗肝要ニテリ瓦ニ盃ヲトリ右ニ銚子ヲ持テ立ナカラ盛ルヘシ盃ヲ居テ配ヲ取ル事禁忌ノ儀之能々可慎之者ニ弐アリ銚子ニ子細アリ

馬毛

馬毛憚同神馬毛色 殺馬 河原毛馬 用馬小 馬ハ少カラン事ヲ思ヘ下リ乗易カラン為之又當家ニハ栗毛駿ヲ不乗上野国一ノ宮御神馬ナレバ之此毛ノ馬ニ乗テ其咎アル輩數輩アル故之又崑ハ夜戦ニ吉ト云ヘリ朝日雪野ナンドニ思ケレバ好テ不乗此馬之但餘多ノ中ニハ可用意又河原毛ハ何ニモ癖一ナキハ有ヘカラズ殊ニ暗ニ望ンテ不覚ヲ取事有ヘシ サ山ニ至テ吉馬ハ河原毛ノ中ニ有ヘシ ○サメ馬本字ハ魚馬又驃馬又環眼馬ト書ク之俗ニハ殺馬ト書ク之右ノ本文サメ馬ニ崑ノ字ヲ用メリ崑ノ字ハ字書ニ見ヘズ按スルニ崑ハ山兎ノ二字ナルヲ一ツニ合セテ又兎ヲ崑ニ字シ誤リシナルヘシ轉展シテ字シ誤ルナルヘシ

打刀 打刀ハ長一尺二寸廣一寸二分厚六分中子二寸八分 一尺二寸八十二神将 一寸二分八十二因縁六分八六天ヲ表之二十八分ハ二十八宿ヲ表ス也 ○按スルニ刀劔ノ長短寸尺ハ其主ノ身ノ大小力ノ強弱ニ隨テ相應ノ寸尺ヲ用ヘシ相應ヨリモ短ク狭キヱ利アリ右本文ノ寸尺大概ヲ云メルノミ定法ハ無之之下ノ小刀太刀等ノ寸尺モ又同シ

小刀 小刀ハ長六寸中子三寸ケヌキ形ナルヘシ子細アルヿ口傳有之 ○小刀ハ鞘巻之一名腰刀又腰物又サスガ共云首刎刀之今俗鎧トヲシ共云鍔入レヌ柄巻カズ或ハ好ニ依テ軍陣ニハ巻モアリ鞘尻平ニ切ル之長キ下緒アリ本文ニ中子三寸トアレニ二寸ナルヘシ字誤ナランケヌキ形ト云ハ目貫ノ形之太刀ノケヌキ形ノ目貫ノ如ノナルヘシ目貫ト云ハ目釘ノ丁之目釘ノ頭ヲモ按形ニスル之

太刀 太刀ハ二尺七寸之 漢ノ高祖ノ三尺ノ劔ト云ハ実ハ二尺七寸之 二十七宿表之

長刀 長刀ハ長二尺三寸柄ハ其人ノ耳ノ根ノビクニ齊スベシ以上ノ具足等ハ能々其手

ヲ習テ徳失ヲ可得凡太刀ハ馬上ニテ九徳歩立ニテ十徳
歩立ニテ九徳ニカヤウノ子細委口傳ヲ可究ハ○ビクトハ耳メブノコシ

具足 右ニ見メリ道具ト云ニ同シ太刀長刀等ヲサシテ云詞ナリ

太刀長刀等之手 負太云右ノ本文ニ以上ノ具足等ハ能々其手ヲ習テ徳失ヲ
可得トアリ手ト云フハ太刀長刀等ノツカヒヤウノ手法ヲ云ヒ後世剣術ナトノ
一本ノ〻ツカヒ方アルト同シ〻ニ古ヨリ手法アルヿヲ考知ヘシ 此条私ニ記

迷路知方角 山路ニ踏迷ニハ水ノ流ニ付テ下ルヘシ必可出道野路ニ踏迷ニハ野
沢ノ沢浮ヲ求テ草ノ向メラシ方ヲ指シテ可行沢浮ハ必人倫近方ヘ向故ニ亦
雪中ニハ馬ヲ放テ其跡ヲ見テ可行昔齊桓公ニ管仲ト云臣アリ孤竹ヲ討
テ帰ル大雪降リ絶路ヲ矢ヲ伸公老馬ハ路ヲ知ト云ヿアリトテ馬ヲ放テ
跡ニ随テ得帰国ヲ〻

梅松論抜書

作者未詳

騎射日記 巻上ニ法義ヲ右幕下草創ヨリ第天ヲセクヿ国ヲ地ヨヌキ足ヲシテ
ヲ成敗ヲ下ト雖モ政務の法度弥射の作法定テ西伯法ヲ〻ハ形儀立事
なく形〻ヶ様〻ヶ様〻ヶ様

[illegible]
けるハ伊威再三之[illegible]
補弘氏ハ及[illegible]

赤威腹巻　巻下神[illegible]仁人白河中次郎義[illegible]
赤威の腹巻とて[illegible]
を為[illegible]
威の腹巻[illegible]
[illegible]

笠籠　巻下中方敗北の[illegible]
[illegible]

[illegible]　巻下右[illegible]
[illegible]

黄威腹巻　同毛妻取　独付　巻下[illegible]
[illegible]

赤地錦直垂　唐織威腹巻　骨合太刀　中神トス腹巻　七印　巻下[illegible]
[illegible]

例に倣ひて如くなるべしとぞ

赤地錦金襴紫皮威腰作ノ太刀　巻下寺宝もの〳〵目録に載せたり

赤地の錦の地金襴の皮威の腰作りの太刀なり

小神ノ上腰名赤糸威腰白木弓拾矢曽借　巻下曽我と野外師兵衛尉の中地

の上に赤糸の腰の菱縅なり切拾なるよ四人金れ

なり拾矢三十しるさしなり尾〻曽の借物なり

るの形人〻に切りてみえし。拾矢は拾矢の字誤なり　拾矢は射捨の矢なり

菱縅太刀　二振第一なるべしなり

黄威腰　巻下仁木左馬助義長黄威の腰とてきたりなる代の字像の大なる

不詳所に進しなる代絵なり

赤革肩白腰黒革腰　巻下武内宿禰の象人郷長庭の腰なり　射赤皮の

肩白の腰に月毛なるべし武内宿禰は武内宿禰なり

そは〻に四ちとて河と腰とをとて袋庭の腰きて書き

るのなりなるべきなり

白月絵白太刀　巻下廻廊の第とて八幡宮とを物語りなり（去ら反の進ら

き中に月絵の白き腰物なり宝物なり

腰ノ様ニ綾蔀笠ヲ付　巻下武内宿禰の腰の様代よあやいきを付なり

き腰物春屬出雲新宮あるべし　腰ノ様は乃庭訓なり

腰ノ様ニ　太刀なるべしなり

幕役　巻下船とも知るき中に先づ毎に所文の幕を引て書むし

曽古の名代名巻下なり法軍坊なるべしなり

音井とうきなりて毎月八日観音職法師なるべしなり

弥陀腰画日像書神名　巻下法軍の弥陀毎八幡の弥陀の日を為て天照太

神八幡大井と今の文字なりて付られなり

鳴鼓　日蓮聖人毎成生なる時八毎度敵なるべしなり日蓮の敵の神仏と

して法敵の中に弟子所法せるしきりあり

なるべしなり。天竺法華の敵の神仏なり中に

の多神法地の大勢法なりて三度法なり三度の法

も先なるべしなるべしなり

三矢ノ腰矢　太なるべしなり

芦毛ノ腰矢黄威腰　巻下一腰は馬まなる芦毛の毛衣なり腰の毛なり

[illegible]

笠符 巻下今日天の所藤とやまとて引別〳〵笠をつけて取
のうちにあるなり

藤見 巻下 みちのくの方にうちくさ〳〵にて二ツ所をつくられと書人まふ

夫木抄 撰書 作者 [illegible] 為氏卿 [illegible] 為氏卿 [illegible] 同時の人 正嘉の比

夏毛鹿 夏鹿 建長八年百首歌合 [illegible] 冨士乃すそ野にたけるなつまの 源仲正

二毛鹿 家集 首夏の心代
[illegible]

○行勝は鹿はかくれ作る所なにその歌成れば [illegible]

行勝 家集 [illegible] 源仲正

行勝 高歌中 [illegible]

シキリ羽ノ矢 家集 [illegible]射る
[illegible]

弓ノ鳥打 小弓射
[illegible]

アヅサノ山 信実朝臣
[illegible]

弓杖打　六帖頌
弓たけの杖とそよいめ山中にくらるひとりいとこひそやと
　　後拾遺
　　衣笠内大臣
火打石　ホクリハ　ホクリケ也　六帖頌
おいでず火うちの石はかりにくるく行ゐもつこめとうの為わりを
カシ色　うかうこ山に　永久四年百首
　　後拾遺
なりそひくるかこ山のちゐ葉の色のうつろふ時しらぬ
○濃よかりに色威行り信テ記しを
カチ色　留　六帖頌
くり返ゐこ行ゐつくるあゐくけいゐあゐくらのことゐとうん
　　伊勢
カチ色　布　六帖頌
ちゐ陶ゐるいちゐがこてるうちゐのくくるふくくのこ人成こひ川
　　中務卿のみこ
○カチ色ハ藍ニ濃ク黒クゐメル也　摘磨ニ勝磨の墨の名ゐくこ
ゐのうちこくこうち成勝の色ゐこて　けくこ成軍名ゐ用ゐり
ハジ色　黄赤色也　百首ウ歌
一月ハ　十市　こちの杉ゐ　ゐこみぢ又もこぐ杉ゐく杉風ぞこく
　　民部卿ゐ永
ハジ色　文亀二年毎月一首中

あこ海山ゐ　ゐ者のときはゐ　ゐこ杉ゐこ　ゐこ杉ゐ
○濃よ極威　極ジ　匂行り信ゐ　ゐ杉ゐ　ゐ極ゐ　ゐ者ゐ赤ゐ行り
　　皇太后宮大夫俊成
逆義木　沐鹿百首　関
世の中ハせゐゐくゐ名ぐさうこぐのこゐ名ゐこてゐふ名ゐここゐ
　　後九条内大臣
逆義木　枝中新供百首
山信ゐ八ゐのさうこぐ名ゐこて世のくきるゐ信ゐこ
　　原仲正
シゲメユヒ　附くゐ　ゐ名ゐ　ゐ名ゐ
あこ名ゐ信ゐけゐ　ゐ名ゐ人ゐ名ゐのまぐ
○ゐ信ゐけゐ　ゐ名ゐ　ゐ名ゐ　ゐ名ゐ
○ゐ信ゐけゐ　ゐ名ゐ　ゐ名ゐ　ゐ名ゐ　ゐ名ゐ　ゐ名ゐ
　　藤原清輔
くぎぬき　関　垣川院ゐ附百首
りゐ人もまぐゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ
○くきぬきハ関の木ゐと隔ゐのゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ
　　後拾遺
ひげ〻　恋多和延分百首中
山ゐ川のひげ〻ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ
○百丈ゐ射つゐの中的ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ
　　後拾遺
ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ名ゐ

狩るべあづちの住人今世のまきうとうもはづくより出てり

細太刀　六帖歌　信実朝臣

世の中とかくつとかわてしこちのさやいはるらかはまりを用くき

うるあはさすがとも　六帖歌　民歌の形

すてくてどすかさびくてあるうるかすがるあとて思ひふそどと

○うるかるとかはかつ　すがとも　つくあくて　キ　八九寸中の刀作り

こうるぬ　六帖歌　正三位家歌

いはいられまかくるとあるこてるみのとたつらかあるそなりふ

屏箱　六帖歌　衣笠内大臣

いまくとさてとりぬふんるりさやのうもんるかるとまきし

虎皮屏箱　新集雑奇中　後信正公歌

そのあのさげくるかるれとりきやのとくくのおふてかてくくの世や

虎皮屏箱　六帖歌　虎

そのくふのそくのきあそくのおいこのあてもあまくあてくし

みせさや　六帖歌　正三位家歌

はちまつるくつとくれくもうせさやのこまかりうけて行るやさぐるて

あつくれいぐ　さやくち　六帖歌　信実朝臣

月ぶきさすきやくちるあつくつくてうかるふたくり郎

河くきのう　六帖歌　正三位家歌

はふふるとあるくきのうれてるあとくいぬげくるるくくもかる

ふせ作のう　六帖歌　信実朝臣

ありきうすはまてとゆすぬせ作のくくあれくくしちきるかふ

雀小弓　新古今　和泉式部

そのあてもあるくるとのくふひさわるたのかげなる郎

雨きのう　天仁元年歌合　摂関家作

いくせんまきのうれとくされひきくるちつはもぬちるる

民歌の形

ちのうぬ　野矢　六帖歌

とひあとくしのやくすてくちのうちくくくやあくるふ

弓矢　うふ矢とかあるくて　後信正公歌

あるやとて座こりなりく裏あるようそぎあせて行くふたを

弓矢　新集

きのもくのむくくのとくてくるるあるやなくくくやりわるふこと

類聚家集ニモフセ作ノウタ見タリ

すぐのいとつき　古俗説

ふるなぐちのそこ　ほうまでも　すぐのいとつきあるべし

○もくのいとつきは　鍋の手鉄なる　一名　鉄の手あやまりぬべし

くるるまえ　正治二年百首

ふる雨に　くるるいなづすり　川のせゝぬらすなるべし

矢筈　保仲説

あつらのやれそこのものとやうらけて　雨こそありしやとひきあを

ととえ　一名矢べ　万葉二　ようへしらに

ますらおのとと矢にはきそえむ　いかめしきさいうえさやれし

まどうる　たるえうり　円形の物とき　雨と降るべし

ととえ　万葉二　雨人

あつ川のいとと　はるもみうりとてとと矢たてきこみれうるも

ちはやと　常ちえ　ちはやは　すげ　鞘　正治名所

とのものはりはまけるこゝろをもげうまきあつとはれわさ

ふり出　民説名物

つゝるけてふれつぐらん　九ちやとのえつとるるものかへ川

みてう　門出力　こゝ力はゝ　万葉十三　廣人こゝ

うえりしとつきのゆの道まるなるる　水の物ふこうるふけて

秋のこ　文永四年会　この川　民説名物

旅人のこゝろもちうすむこゝあつしこゝ　河あて

むこゝあつ　たるえうり

鞆　古俗説　もち

あ川はきりいとたくるもの五とこゝ　川ととれうるこ

○鞆は弓射る人の腕に付る物　手鞆　弦　鞆とおく　言あり

馬上打弓　久安百首　旅　第六巻　海辺

なるゆ衣はうれりしりしりてゆ　ゆるりたゆくなるる郎

○こゝ是手書は前の人ふるこゝ　ふれとるれで必弓とおくこゝ　思今さて下

十列　ソラ　文永八年毎　一こゝ中　万葉

ちはやふる神のゆふこゝでひきけて　今日　和泉式部

十列

とゆつるのこゝるふれも　天ふるくふもまとうこゝふりゆ

はゝ　ふのあるきんこゝのきこゝのこゝを車のこゝ作るをそこゝあるこ

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114
ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

白布のてつげらきいぐ〳〵みすあるてとらげなりう

うちむちる　須恵器ノモ名ニ合ハヌモノナレバ　みへさる

須恵器のなるの鉢又つのふいとみまりるのちむちハ物ことそうちまふ

○うちハうちをむちハぶちく〳〵ちうちとて

矢さけび　行矢鏃　鏃ノ比ハ矢ヲけびの支ラ矢コタヘトネシナリ　行ニモ

鏃ノ多できこもふ　○犬追物ニモ矢コタヘトネ小笠原古付ノ犬追物ノ書ナドニ見ヘタリ

うむで　定形　さるやはさるまつるうずきく

多〳〵　○ウズハ雲隙ナリ唐鞍ノカナリ馬ノ具ニシレリガヒノ辻ノ上ニ

雲隙トネモノラ置ナリ形宝珠ノコトクナル物ナリ

かつでとすく　ちはる　幻　かつ牛のふるえさきてるかたさく

さるとゝ沢〳〵風てふきりふ　○笛ニカギラズ弓矢ニカバラマクトネフアリ

糸ニテモ鞍ニテモマクフナリ

むゝご　性　古代所　鏡図形　いとうの山ふとみちるふいるとものれて

むゝごるゝん　又天正二年芦房　鉢長　ゆ〳〵ら人そふに

枯れいいゝもりうる鞍のうゝはむゝごる花とさきみれ芦ふ

○鞍ハ垂手ツナシリカイナトミムラゴアリ　地ラ白クシテ紫ニテモ何ニテモ所〳〵ニム

うくゝトコリソメ丸ヲネムラクモノコトクニソムルナリ

まきとる　鉢　鏡　鏡面無水テナトニ書巻原

きるまりりとる　○ヨラハレハヨゲレマトニフクフラネ　又紅巻隙ナトアリ　結布ラ結ニテカタクマキシメラ隙テノチニ

結ラトカリ白布ラ結ヒマキリ丸

以下勝ノ文神遺ナリ

いうけ地　伊勢集ニ　ゆとちゆ風の苔ゆ〳〵ふれて　をくひまれき花のいうけ地

きつる矢　鏃　人ふるのまれるきまるやハうまきまとまとまとも

きほのる　伊勢ニ　きりのるふつゝ秋ときあてゝもそてゆ世ゝてゆりれ

るさゝ　信矢　鏃ゆふあ矛ふきりるきくるあやはし沢をゆむん

行る　行る　行るを枝ゝもふふのむゝる竜ゆとゆとひそて

大多勝ノ文行るふ　ふまして　ふまくゝのりて手ん

宇治拾遺物語抜書　宇治大納言隆国ノ作　建保三年ヲ当今トアリ

調度題　巻一利仁薯蕷粥ノ条ニ多位ノ〜とくらいあやしの事ども〜利仁〜〜〜

ママキリ夜
古事談ニモ
アリ大木坊
次将装束
折等ニモ
見タリ

海きり巻十文門弐府生海鼠射返ス条ニ古ヘ今ハむかしかとべの府生と
今人ありけり弟海ヲ射てとりきるよまきをこのうて射りうしるもいや
もだしうぶるる弟の海きり板にぬきてとりて射りあもけりはうきず近
多の人もあくれ射なきさるに板のうへ海とのうへ海とているされをとらめうのい
きれも行のくるかくきしてなを海きり板にとて海とうきれ
とうもれしかくするかくよ海きり板にれうきをあたてうはきるきこまい海とり
たきうきこ板ニハ梅うつとり焼け板よハきこ板れとりこれこれ行きまきこ
るくこはあるていひのひるほくく板ニきまきこるくまでむこるるとり焼てとる
るの人の弟よあるどりけるに海あるもこの人の弟ニ海ハ海ハるにこの弟もこぶ
ちそききあんてしあるひていくたさのこちりなを海ハ海ハ海ハてく
ふなどにくく射ようきさんなりてめるられて海ハ海ハ海ハまたるよ弟てく
られて家威行りてくてよハお撲の海ハくるるきあ海ハ海ハ海ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

848
114

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114

ガラス使用

848
114

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『武器考証 20巻』 請求記号 848-114

ガラス使用